

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、これまで「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で全国一律に定められていた特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に規定するもの。

2 省令の基準と条例で定める基準の比較

省令において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

なお、定める内容は、省令で示された基準を参酌し、同内容とする。

省令	条例	内 容
第3条	第2条	園路及び広場
第4条	第3条	屋根付広場
第5条	第4条	休憩所及び管理事務所
第6条	第5条	野外劇場及び野外音楽堂
第7条	第6条	駐車場
第8条から第10条まで	第7条から第9条まで	便所
第11条	第10条	水飲場及び手洗場
第12条	第11条及び第12条	掲示板及び標識
第2条	第13条	一時使用目的の特定公園施設

* 省令：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（参酌基準）

3 基準設定の考え方

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定める参酌基準及び本市の特定公園施設の整備実績を検討した結果、参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。